

大田区立消費者生活センターからのお知らせ

不安をあおり契約させる給湯器の無料点検に注意

<相談事例>

契約中のガス会社の下請け事業者だと名乗り、給湯器の無料点検の電話があった。「点検の結果、不具合があったら交換を提案させていただくかもしれない」と言われて来訪日を約束した。来訪した事業者の服装は契約中のガス会社のユニフォームに似た色合いで、社員証を首から下げていた。給湯器を点検してもらったところ「赤いランプが点灯しているので危険だ。すすが溜まっており発火する恐れがある。交換した方が良い」と言われた。しかし、その言い方が信用できないような気がしたため、検討して連絡すると伝え名刺を貰ったところ、全く知らない事業者であった。事業者には一旦帰ってもらい、契約中のガス会社に問い合わせたところ、そのような事業者とは契約していないと言われた。

また、古くなった給湯器はすすが溜まって発火することがあるのか聞いたところ、それは嘘だから心配しなくて良いと言われた。情報提供する。



<アドバイス>

- ・無料点検を口実に訪問し、消費者の不安をあおって契約させる手口のトラブルが急増しています。給湯器だけでなく、次々に高額な工事を契約させられる被害も発生しています。安易に点検に応じないようにしましょう。
- ・点検後に交換を勧められてもその場で応諾せず、本当に交換が必要か契約先のガス会社や給湯器のメーカー等に相談しましょう。また、交換するときは複数社から見積りを取ることが大切です。
- ・もし契約してしまっても、クーリング・オフできる場合があります。

[消費生活のお困りごとは 大田区立消費者生活センターに！]

相談専用電話 03-3736-0123

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分まで

(祝日、年末年始を除く)

土曜日・日曜日、祝日は国・都の機関がお受けします

消費者ホットライン 188 (いやや)

土曜日 午前9時～午後5時まで 日曜日、祝日 午前10時～午後4時まで

(年末年始、点検日等のときを除く)